

第19回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成30年6月15日

○事務局（土井部長）

ただ今から、第19回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。失礼して、座って説明させていただきます。

この委員会についてでございます。当委員会につきましては、既に御承知のとおり、地域改善対策奨学金等の返還事務の取扱いにつきまして、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき、設置したものでございます。

このため、当委員会の会議につきましては原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

また、お手元に配布しております委員会資料のうち、参考資料として添付しております第18回委員会の了解事項及び議事録につきましては、既に藤原委員長に御了解をいただいたうえで、私ども、人権文化推進課のホームページで公表させていただいております。この点も併せて御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、本市では、5月1日から夏のエコオフィス運動を実施しており、適正な冷房温度を設定するとともに、ノー上着など軽装を励行しているところでございます。本日御出席、また御来場いただきました皆様方におかれましては、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事の進行につきましては、藤原委員長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤原委員長

それでは、初めに本日の委員会につきまして、定数4名中、4名の委員が出席されており、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定により、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは議事に移りたいと思います。本日の議事につきましては、事務局から報告事項が1件あります。

では、奨学金等返還事務の取組状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局（伊藤課長）

事務局を務めさせていただいております人権文化推進課の事業調整担当課長、伊藤と申します。どうぞよろしく願いいたします。失礼をいたしまして、着席にて御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、お手元の資料の1ページ、資料1と右肩に記載のあるページを御覧ください。奨学金等返還事務の取組状況につきまして、平成30年3月末日現在でまとめたものでございます。

平成29年度返還分、つまり平成29年10月1日から平成30年9月30日までの1年間、これが返還年度というものでございますが、このちょうど半期が経過した時点での取組状況ということでございます。

まず冒頭、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」についてでございます。「(1)借受者別の返還に関する手続の状況」を御覧ください。

この表の見方といたしましては、左から2番目の「①借受者」の欄の人数1,404人について、その返還手続の状況を人数ベースでまとめたものでございまして、右に向かって「②返還猶予」、「③返還免除」及び「④返還請求」の別。更に、この「④返還請求」の

状況を「返還済」と「未返還」に分け、「未返還」を更に「滞納」と「滞納なし」の別にまとめたものとなっております。

借受者1,404人の具体的な状況でございますが、まず「②返還猶予」は0人となっております。平成29年度返還分について、猶予の決定を受けた方はおられませんでした。

次に、隣の「③返還免除」でございますが、こちらは1,196人となっております。具体的に申し上げますと、平成29年度に免除の決定を受けられた方。それから、平成28年度以前に平成29年度の返還分を含めて、免除決定を受けておられる方。これらの合計でございます。

次に、その右、「④返還請求」でございますが、208人となっております。「返還猶予」又は「返還免除」のどちらにも当たらない方ということでございます。

この返還請求の内訳でございますが、まず「返還済み」の方が91人でございます。ここで、表の下の注1を御覧ください。「返還済み」とは、奨学金の全額を返還された方、また、平成29年度返還分までを完納されている方となっております。

次に、「未返還」の欄でございます。これは、平成29年度返還分について、まだ返還が完了しておられない方でありまして、このうち「滞納」は1人となっております。

表の下の注2を御覧ください。この表に記載をしております滞納者は、平成28年度返還分から新たに滞納となられた方でありまして、それ以外に、現在は免除の適用を受けているけれども、過去の滞納分がまだ残っており、これを返還中であるという方がほかに4人おられますので、実際の滞納者の数は、これらを併せた5人ということになっております。

次に、その下の注3を御覧ください。表に記載があります滞納者1人の取組状況ですが、「返還金未納付」、つまり、返還をしていただくことについて同意を頂いてはいるものの、まだ返還金の支払を頂いていない状況となっております。

上の表にお戻りをいただきまして、一番右の欄、「未返還」のうち、「滞納なし」の116人でございますが、平成29年度返還分について、返還手続が完了しておられない方でございます。冒頭申し上げましたように、平成29返還年度のちょうど半期が終わった時点でありまして、履行期間がまだ半年残っております。納付方法が毎月払い、いわゆる月賦でありますとか、半年払い、いわゆる半年賦であって、平成29年度返還分の全ての支払が終わっていない方も含めて、このカテゴリーに入っております。返還年度の残り半分、履行期限である本年9月末までの間に支払が終われば、返還済みへと移っていくこととなりまして、仮にあと半年の間に、返還免除の決定を受けることがあれば、返還免除の欄に移ることになります。以上が、借受者別の返還に関する手続の状況についてでございます。

次に、「(2) 督促・催告の実施状況」について御説明を申し上げます。

平成28返還年度が終了した昨年9月末日の時点で、滞納のある方は22人ございました。そのうち、新規滞納者の方が21人、継続滞納者の方が1人となっており、これらの方々への督促・催告の実施状況について記載をいたしております。

ここで、督促と催告について、改めてではございますが、若干の御説明を申し上げたいと存じます。恐れ入りますが、資料の8ページを御覧ください。

参考2といたしまして、「奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」をまとめてございます。

まず、督促でございますが、新規に滞納された方に対して、9月末の履行期限を経過してから3箇月後、12月に実施をしておるものでございます。今年度で申し上げますと、9月末に返還年度の履行期限が経過をした後、滞納があれば、今年の12月に実施をするということになります。また、今回御報告いたしますのは、平成28返還年度終了時点、昨年9月末の滞納分について、昨年12月に実施をしたものの状況ということになります。

次に、催告と申しますのは、督促を出した後、1年間かけて4回、3箇月ごとに実施を

しておるものでございます。今回、御報告をいたしますのは、本年3月に行った履行期限の経過後1回目の催告の状況でございます。なお、催告につきましては、2回目以降になりますと、保証人に対しても実施をしております。

次に、催告を4回目まで出しましても、なお返還手続に応じていただけない方については、年に2回、6月と12月に特別催告を行っております。これも、保証人を含めて実施をいたしております。

そして、履行期限の到来後に滞納金額が50万円を超えるなど、法的措置の対象となる方がいる場合は、資料にある図の右に記載しております法的措置の流れに移ってまいります。訴訟提起の前年の4月と9月に特別催告を行い、12月の委員会で意見をお聞きして、そして訴訟提起に向けた手続を経るということとなっております。

なお、後ほど触れることといたしますが、図の上の米印(※)、ゴシック体で記載しております部分でございますが、昨年度に続きまして、今年度も法的措置の対象となる見込みの方はおられないため、訴訟提起に向けた意見聴取をお願いするという予定は、現在のところございません。

それでは資料の1ページにお戻りください。中ほどの(2)の部分でございます。

先ほど申し上げました22人の滞納者に対する督促等の実施状況について、新規、継続の種別ごとに御説明を申し上げます。

まず、「ア 新規滞納分」でございます。この新規滞納分は、昨年9月末日の履行期限が経過をして、新たに滞納となりました平成28年度返還分の滞納者でございます。その方が、9月末日現在で21人いらっしゃいましたが、10月以降、その方々と連絡を取り、手続をお願いいたしましたところ、督促の発行日である12月1日までに返還手続を行っていただけた方が15人おられます。

21人からこの15人を除いた6人が督促の対象となっております。その状況を、その下の二つの表、「督促・催告の実施状況」、「督促・催告後の返還手続の内訳」にお示しを

しております。

まず上の表ですが、上の段、12月1日付けで、滞納者6人の方に督促を行っております。その後、右端の督促後の返還手続の欄にありますとおり、5人の方に返還手続に応じただきました。

下の表にお移りいただきまして上の段を御覧いただきますと、この返還手続に応じられた5人のうち、4人は滞納金の完納、1人が返還免除という結果となっております。

次に、12月の督促に対して返還手続に応じられなかった残る1人に対しましては、上の表の下の段にありますとおり、本年3月1日付けで催告を行いました。その後、3月末日現在で、返還手続には応じていただけておりません。

次に、ページの一番下、「イ 継続滞納分」についてでございます。平成27年度以前の返還分から既に滞納のある方が、昨年9月末日現在で1人おられました。こちらについては、催告の発行日までに返還手続に応じていただいたことから、催告は実施をいたしておりません。この方は、本年3月末日現在、滞納金は全て完納されておられます。

したがって、本年3月末日現在の滞納者数は、平成28年度返還分の新規滞納者が1人ということになります。この1人が、先ほど冒頭「(1) 返還手続の状況」で、滞納者1人と御説明を申し上げました方でございます。

次に、資料をおめくりいただきまして2ページにお進みください。「(3) 今後の裁判手続対象者の見込み」についてでございます。滞納額が50万円以上であること、あるいは消滅時効を迎える日から1年以内の債権を滞納していることが、裁判手続対象者となる要件でございますが、先ほども少し触れましたとおり、本年3月末日時点では、当面、裁判手続の対象者となる滞納のある方は生じない見込みとなっております。表の記載も全て0人となっております。

続きまして「(4) 平成29年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況」についてでございます。こちらは、件数ベースでまとめております。

まず、表の下の（注）を御覧ください。ここでは平成29年度、昨年10月から本年9月まででございますが、この返還分について、返還の猶予、免除、又は返還請求のいずれかを行うものの件数と金額を示したものでございます。冒頭に御説明いたしました人数ベースの状況との違いは、既に全額を返還済みの方や死亡などで全額免除となった方につきましては、先の人数ベースの表には反映をいたしておりますが、この平成29年度返還分の表には入らないという点でございます。

平成29年度返還年度につきまして、表を御覧いただきますと、左から2番目、対応件数、つまり「返還猶予」、「返還免除」、又は「返還請求」のいずれかを行う必要がある総件数は1,682件、金額にして1億2,527万1千円でございます。高校と大学の二つの奨学金を利用されている方につきましては、2件とカウントいたしておりますので、件数は人数よりも多くなっております。

右隣の「返還猶予」につきましては、平成29年度返還分で該当はございませんでした。

次に、「返還免除」、平成29年度返還分について免除決定をした件数でございますが、1,469件、金額にして1億1,001万5千円でございます。これには、今年度返還免除を決定した方だけでなく、過去に免除の決定を行い、平成29年度返還年度も免除期間中である、そういった方の件数や金額も含まれておるものでございます。全体に対する構成比は、件数では87.3パーセント、金額で87.8パーセントとなっております。

次に、「返還請求」でございますが、213件、金額にして1,525万6千円でございます。件数で12.7パーセント、金額で12.2パーセントの構成比となっております。内訳は、収入が59件で881万9千円、未収入が154件で643万7千円となっております。先ほど御説明しましたことと同様に、年度の終わりまで、まだ半年間ございますので、未収入に記載の分は、今後、収入にシフトをしていくということになります。

次に、表の下に内訳を記載してございます。

「返還免除」につきましては、死亡や障害といった要件もございますけれども、

1, 469件の全てが所得が基準以下のためとなっております。

次に、「履行期限の延長の状況」についてでございます。この「履行期限の延長」とは、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当せず、返還免除にはなりません。が、経済的な負担に配慮いたしまして、総返還金額は変更せずに、返還期間を延長することによって、1年当たりの返還金額を最大半額にするという措置を取っているものでございます。この履行期限延長の件数につきましては、返還請求213件の内数で、所得が基準以下のための要件に該当するものが52件、40人となっております。

続きまして、資料の3ページを御覧ください。

「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」の平成29年度決定分、いわゆる一律免除の状況についてでございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎える債権につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例第3条第1項の規定により、一律に免除の取扱いをいたしておりますが、事務的な決定は、平成19年度返還分以降、履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

また、この間、お亡くなりになった借受者につきましては、判明をした時点で、返還残額の全額を一括して免除をいたしております。

まず、免除の対象額の総額でございますが、(1)にございますとおり、18億3,403万5,630円となっており、このうち今回の決定は、(2)にありますとおり、9,435万2,925円となっております。アとイの表でございますが、それぞれ条例に基づく期限到来による一律免除と、借受者がお亡くなりになった場合の残額の一括免除の状況でございますが、今回の免除は、全て期限到来による一律免除でございまして、死亡による免除はございませんでした。これまでの免除額の累計は、末尾の(3)にありますとおり、16億179万2,805円で、免除総額の約87パーセントとなっております。

続きまして、資料をおめくりいただきまして4ページを御覧ください。

「(参考1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況(平成30年3月末日現在)」のうち、平成13年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況の表でございます。これは、先ほど2ページの(4)で、平成29年度返還分について御報告をいたしました内容の、過去、平成19年度から平成28年度までのストックの情報を一覧としてまとめたものでございます。

続きまして、資料の5ページから6ページにかけまして、これまで返還猶予を行ってまいりました事由別の内訳の件数を年度ごとに記載をしております。こちらも、過去のストックの情報でございます。

そして、おめくりいただいた6ページから7ページにかけまして、返還免除の事由別の内訳の件数を、年度ごとに記載をいたしております。

次に7ページの「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。

こちらも、先ほど御報告をいたしました条例に基づく一律免除の状況につきまして、過去の平成19年度から平成28年度までの数字を一覧としてまとめたものでございます。

上の(1)の表が一律免除、下の(2)の表が死亡による免除の状況となっております。

資料1の説明につきましては、以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何か質問等がございますでしょうか。木田委員、お願いいたします。

○木田委員

御丁寧な御説明，ありがとうございました。資料あるいは御説明を見せていただいたことによりますと，今現在，未返還の滞納になられた方が1名ということで，それプラス，分納になっている方が4名ということで，非常に，ある意味，理解も進んで，あるいは非常に丁寧に御対応をいただいた結果，このような返還手続の状況になっているかと思いません。

今後，このように引き続き御対応いただくことが必要かと思えますけれども，何か今後，特別に必要な対応が出てくるのであれば教えていただきまして，それに対してどのような施策というか，お考えになっているのかがあればお聞かせください。

○事務局（伊藤課長）

ありがとうございます。今，先生から御指摘を頂戴しましたとおり，この間の取組によりまして，滞納の方というのが非常に減ってまいりまして，その要因について若干御説明を申し上げます。

まず，滞納者の発生を未然に防ぐといったことがございまして，その上で発生した滞納につきましても，速やかに解決をすることができておるといことでございます。こうした新たな継続の滞納者を生じさせずに，滞納者の減少につながってきたといことでございます。

具体的に申し上げますと，まず履行期限までの間に納入をしていただけるとい状況が進んできておりまして，返還年度が終了した9月末時点での滞納の発生率と申しますか，返還請求を行っておる方の数に対する滞納された方の数の割合というのが，著しくこの間，下がってございます。

具体的に申し上げますと，5年前，平成23返還年度の頃は，履行期限の経過の時点で返還請求を行っておりました方の約半数が滞納状態となっておりまして，そこから滞納の

方に対してアプローチをして減らしていくというような形であったものですが、平成28返還年度につきましては、平成29年9月末現在時点の滞納の方が約1割まで減少いたしております。こういった形で、新たな滞納される方が生じなくなっておるといふ状況がございます。

このような背景といたしましては、返還の取組につきましても、年数を一定、重ねてきておりますことや、また訴訟なども本市の勝訴で終結をしたことなどから、借受者の方の理解が進んできたと考えられること。また滞納対策につきましても、口座振替をお勧めしたり、履行期限の前から非免除、お支払いいただいている方には御連絡を差し上げて、注意を喚起するといったようなことに重点的に取り組むことができるようになってきているといったことが考えられます。

また、履行期限を経過して滞納になった後も、短期間で滞納を解消できるようになってきているということもございます。履行期限の経過から半年後の3月末時点の状況を見てもまいりますと、これも5年前の23返還年度の時点では、なお3割程度の借受者の方が滞納が解消していなかったということもございますけれども、27、28年度といったところだと、そのほとんどが解消して、今回については1名という形で解消してきているということもございます。これも滞納になっても速やかに解消できていることで、継続して滞納される方を増やさない結果になっているものと認識をしております。こちらにつきましても、督促や催告のほか、面談などによる納付の勧奨をきめ細かく行ってきたことが背景と考えておまして、また口座振替をお勧めしてきたことも寄与しているのではないかと考えておるところでございます。

ただ、先生からも御質問のありましたとおり、今後についてなんですけれども、平成31年度、来年度につきましては、現在免除となっている借受者の方が、これは返還が21年度に始まっておりまして、免除期間が5年でございますので、21年度に免除になられた方の免除明けの再判定は26年度に行ったところでございます。その方が26年

度から30年度免除、それが明けて31年度にまた再判定ということがございます。

ですので、今その31年度に再判定を迎えられる方というのが、およそ1,000名程度いらっしゃると思います、こういった方々の免除の審査というのが控えておりまして、免除からこの機会に非免除に転じる方というのが、やはり一定数生じるものと考えております。

そうしますと、これまで免除となられた方が非免除、お支払になるということになりますので、そういった方々に対しまして、きちんと納付をしていただけるようにアプローチをしていく必要があると、これまで取組によって理解が進んできた状況を引き続き続けられるように、滞納の未然防止と早期解消の取組に力を入れていく必要があると考えてございます。何分、対象者が多いということもございますので、体制もしっかりと整備をいたしまして、そこに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほかに御質問ありますでしょうか。

玉置委員、お願いします。

○玉置委員

失礼いたします。今御説明をいただいたことで、滞納が生じにくくなっているということについての御説明は丁寧にいただきましたので、どのようにされているかというのは分かったのですが、31年度に約1,000名程度の方が、今、免除されている方ですね、その方が再判定を受けられると。そのときに非免除になる方も出てくるやもしれん、まあこういうことですね。

先ほどのデータの中で4ページのところに、これまでの取組状況、猶予・免除・請求という、こういった内訳が出ています、件数ベースですね。この中で、この21年度、20年から始まって21年度に初回をされて、26年度に第1回目の再判定をされたと、そし

てそれが次の再判定が31年度という御説明だったと思います。

そうしますと、この26年度のデータを見ますと、25年度からかなり免除と請求の間にかかなりの比率で、ここに数値の大きな差が出てきているなと思われるんですね。その辺りを見ますと、猶予というのは徐々に減少してきていると、ほとんど今、ない状況。それからこの免除の比率といいますのが大体9割前後、まあ上がったたり下がったりという状況で推移をしています。請求というのが26年度ぐらいからかなりレベルを上げて、二桁台に乗っているという状況です。

その免除と請求の比率のところを見ると、もうこの相関関係があるのではないかなと、データ上見て取れるんですけれども、そうなりますと26年度のこれのデータの変化というものが、おそらく31年度の再判定をされるときにも同じような傾向がもしかして見られるのではないかと思いますけれども、それは手続を試みないと少し分からないかもしれません。

こういった状況の中で、26年度はどうであったか分かりませんが、もしもこの1,000名余りの方が再判定を受けられるときに、26年度に起きたことと、それから26年度に起きた状況で、履行期限の延長の取扱いが若干見直されたことがあったと思うんですけれども、そのように影響してくるような事態もたぶん発生するんじゃないかなと思っています。

具体的に言いますと、やっぱり連絡対象者となっている方、保証人さん。この方々が5年の間に少し高齢期を迎えられる方が出てくる。あるいは借受者の方も、いろんな事情が変化してみられるというようなことがある中で、この非免除になる可能性というもの、おそらく出てくるだろうし、あるいはその保証人と借受人の間でのいろんな事情の変化というものも大いにある中で、何回か私も申し上げたことがあると思うんですけれども、ここで少しトラブルが起きないような形での丁寧な説明といたしまして、分かりにくい方、あるいは一方で御存じない方が、もしかしたらおられるかもしれないと、前回も説明いた

だったんですが、その辺りの丁寧な説明ができればありがたいなと思って、ちょっと期待を込めてお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局（伊藤課長）

はい、ありがとうございます。今、先生に御指摘をいただきましたとおり、今4ページの表で数字の動きというのを御指摘いただいたところでございますが、やはり平成25と26の数字を見比べていただきますと、返還請求の件数が106件から247件と、倍以上の件数となっております。やはり一度免除をいたしますと、5年間免除という取扱いをいたしておりますので、その間は特段、アプローチをする機会もないわけでございますが、その間にやはり、収入が上がったりですとか、御家族の状況が変わられたりといったところで、再判定の際にはこういった形で収入状況は改善されて非免除になれるケースでありますとか、そういったケースが生じてまいります。そして、それがまた、その後お子様がお生まれになったりとかで家族状況が変更になると免除に転じられる。いったん26年、非免除になられても、またそこから免除に転じられる方というのが出てまいります。で、数字の動きといたしましては、いったんこういう再判定のタイミングで返還請求の件数が上がって、そこからだんだん少し、この27と28を御覧いただきますと、238、208と件数がだんだん減ってまいっているかと思ひます。数字としてはこういう動き方をするというものでございます。ただ25年度の水準と比較をいたしますと、やはり106件、今ですとまだまだ200件以上ございますので、やはり収入状況の改善等で非免除の方の水準というのは、前よりは上がっているというような状況が見られるところでございます。

そして、御指摘のございました次の、平成31年度の再判定のタイミングでございますけれども、やはりこういった26年度の経験を踏まえますと、家族状況の変化や収入状況の変化によりまして、やはり非免除の方というのは一定数、出てくるだろうと思ひます

のと、またその5年間に連絡対象者、親御さんが多いところがございますけれども、やはりお仕事をリタイヤされたりですとか、御高齢になられて、御本人に今後アプローチをしていくというようなケースが出てまいることも想定されるところでございます。

そういったところに備えまして、第14回の委員会におきまして、特別の猶予の見直しにつきまして、御審議をいただき、そういった事態に備えて、整備を図ったところでございます。こういった形で連絡対象者、これまでコミュニケーションを取ってまいりました連絡対象者の方とは違って、また御本人にアプローチをするといったときにつきましては、やはりここは慎重に慎重を期して、人権上の問題というものはらむ案件でございますので、慎重に、丁寧に、借受者、連絡対象者の方とお話をして、御本人に当たる手順を踏んでいくというところは改めて意識をして、体制拡充と申し上げましたけれども、やはり個々の担当者に対しても、きちんとそういった研修なども行いまして、万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。御指摘ありがとうございます。

○玉置委員

よろしく申し上げます。

○藤原委員長

ありがとうございました。ほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、ちょっと私からも1件、お尋ねしたいんですけれども、先ほど督促・催告の御説明の際に、二度目の催告からは保証人にもと御説明があったと思いますが、これまでのお話の中でも連絡対象者は知っているけれども、御本人には、借受者はこのことを御存じないケースもあるということを伺っておりますし、訴訟のときにも、3件の訴訟のうち1件は保証人のみ被告に出たと認識していますが、その辺りとの関係というのを御説明いただければと思います。

二度目の催告から保証人に対しても行うということは、逆に言うと督促と催告というのは、本人宛に行っているということか理解したんですけれども。その辺りは、御本人が奨学金のことを御存じないということがないということを確認した上で、そうされているのか、その辺りのことを。

○事務局（伊藤課長）

催告をする際のということですね。

基本的には連絡対象者の方が、まず一義的には窓口となっていちゃいますので、名宛人としては借受者御本人ということになるわけですけれども、連絡対象者を窓口にされている場合には、その本人を名宛人とする催告を連絡対象者の方にお送りをするという形でございます。ですので、御本人が御存じないというところに、督促がいきなり御本人のところに行くというような取扱いではございません、あくまで、中には、既に御本人が対応されているケースもございますから、その場合にはもちろん、御本人に督促なり、催告なりが行くわけですけれども、実際に連絡対象者と保証人の方が例えば同一人物であるというような場合であれば、その連絡対象者、保証人の方だけに連絡は、催告は行くと、もしも、御本人が対応されていて、保証人の方が別にいらっしゃるといようなケースであれば、その両方に催告が行くという、そういうような扱いでございます。

○藤原委員長

分かりました。ありがとうございます。

それではよろしいでしょうか。報告案件については、以上でございます。

せっかくの機会でございますので、全体を通じまして、何かお気づきの点がございましたら、よろしく願いいたします。

委員の皆様、何かございますでしょうか。

特にないようでしたら、それでは事務局から最後に御報告、連絡事項等ありましたらお願いいたします。

○事務局（土井部長）

先生、ありがとうございました。

先ほどお話にもありましたとおり、これからまた5年の経過ということで、1,000名の方を対象にして、免除判定に入っていくということでございます。私は以前にこの仕事をしていまして、その際はどちらかといいますと親御さんが中心でしたが、親御さんがだんだん御高齢になってくるということで、御本人さんに当たっていくというような事象がだんだん増えてきています。5年前は親御さんに、できるだけお子さんに、御本人にもそういうことを伝えてほしい、あるいは、場合によっては、我々から連絡できるような、そういう取次ぎをしてほしいということで、我々としましても、来年に向けて、そういう準備をしてきました。先ほど猶予の話もありましたけども、世代が替わってくるということで、またそこでも一定の返還猶予という制度が必要なのかなということで、そういう制度も設けさせていただいております。

1,000人ということで、場合によっては、一から御本人に当たっていくケースも増えてくるのかなという中では、やはり丁寧な説明というのは、これからやっぱり十分考えていかないといけないと思っています。我々も5年に一度ということではございますけども、体制につきましても、人事当局と話をし、十分対応できるような形にしていきたいなと思っております。今後、またこういう形で色々と委員会の中では御報告させていただくこともあろうかと思っておりますけども、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

そうしましたら、本日の会議の部分でございまして、本日のこの委員会の議事録につきましても、事務局で案を作成させていただきまして、委員長に御確認をいただいたう

えで、今回御報告をさせていただきましたけども、また併せて公表もさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の委員会の開催でございますが、本年12月頃の開催を予定しております。日時につきましては、また改めて御調整をさせていただきたいと考えております。議事の中身につきましては、緊急の案件がなければ平成29年度返還分、これは一応9月末で締まりますので、その取組状況の御報告をさせていただきたいと考えております。

事務局からの説明につきましては、以上でございます。

○藤原委員長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第19回委員会を終了します。

本日はありがとうございました。

(終了)